

※下線部は、改定部分を示します。

ヴェルスパカード会員規約 新旧対照表	
改定前	改定後
<p>第2条（カードの発行と管理、規約の承認）</p> <p>2. 会員は、<u>当社よりカードを貸与されたときは、本規約承認の上、直ちにその署名欄に会員自身の署名をしていただきます。</u>尚、カードの署名欄に署名がなされていない場合は、カードはご利用いただけません。会員が本規約を承認しない場合には、利用開始前に直ちにカードを切断した上で当社に返却するものとします。</p>	<p>第2条（カードの発行と管理、規約の承認）</p> <p>2. 会員は、<u>カード裏面にカード署名欄がある場合は、直ちに自署するものとします。</u>尚、カードの署名欄に署名がなされていない場合は、カードはご利用いただけません。会員が本規約を承認しない場合には、利用開始前に直ちにカードを切断した上で当社に返却するものとします。</p>
<p>第3条（カードの有効期限）</p> <p>2. 当社が引続き会員として適当と認める場合は、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカード<u>と会員規約を送付します。</u>但し、当社が必要と認め、本人会員に通知したときは、カードの有効期限を繰上げることができるものとします。</p>	<p>第3条（カードの有効期限）</p> <p>2. 当社が引続き会員として適当と認める場合は、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカード<u>を発行し、貸与します。</u>但し、当社が必要と認め、本人会員に通知したときは、カードの有効期限を繰上げることができるものとします。<u>また、会員規約はカード送付台紙に記載している URL 又は二次元コードより必ずご確認ください。</u></p>
<p>第6条（カードの利用可能枠）</p> <p>2. キャッシングサービスの利用可能枠（本人会員、家族会員の利用額を合計して当社が認めた金額以内とし、<u>この金額を「キャッシング利用可能枠」といいます。</u>）は、本人会員の希望するキャッシング<u>サービス</u>利用可能枠の範囲内で当社が定める金額とします。</p> <p>3. 当社が必要と認めた場合、会員のショッピング利用可能枠及びキャッシング利用可能枠をそれぞれ<u>増額</u>又は<u>減額</u>できるものとします。</p> <p>6. 当社は、割賦販売法に定める「包括支払可能見込額」を超えない範囲で、同法に定める「包括信用購入あっせん」に該当するカード取引（以下「割賦取引」といいます。）の利用可能枠（以下「割賦利用可能枠」といいます。）を定める場合があります。割賦利用可能枠は、当社が発行するすべてのクレジットカードに共通で適用されるものとします。会員は、2回払い、ボーナス払い、分割払い（ボーナス併用分割払い含む）、リボルビング払い、及びその他の割賦取引において、本人会員及び家族会員によるショッピング利用代金の未払債務の合計金額が、割賦利用可能枠を超えてはならないものとします。又当社の承認を得ずに割賦利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、割賦利用可能枠を<u>超えた金額を一括して直ちに</u>お支払いいただきます。尚、当社は、会員のカード利用状況及び信用状態等により必要と認めた場合は、いつでも割賦利用可能枠を増枠又は減枠することが出来るものとします。</p>	<p>第6条（カードの利用可能枠）</p> <p>2. キャッシングサービスの利用可能枠（本人会員、家族会員の利用額を合計して当社が認めた金額以内とし、<u>以下「キャッシング利用可能枠」といいます。</u>）は、本人会員の希望するキャッシング利用可能枠の範囲内で当社が定める金額とします。</p> <p>3. 当社が必要と認めた場合、会員のショッピング利用可能枠及びキャッシング利用可能枠をそれぞれ<u>増枠</u>又は<u>減枠</u>できるものとします。</p> <p>6. 当社は、割賦販売法に定める「包括支払可能見込額」を超えない範囲で、同法に定める「包括信用購入あっせん」に該当するカード取引（以下「割賦取引」といいます。）の利用可能枠（以下「割賦利用可能枠」といいます。）を定める場合があります。割賦利用可能枠は、当社が発行するすべてのクレジットカードに共通で適用されるものとします。会員は、2回払い、ボーナス払い、分割払い（ボーナス併用分割払い含む）、リボルビング払い、及びその他の割賦取引において、本人会員及び家族会員によるショッピング利用代金の未払債務の合計金額が、割賦利用可能枠を超えてはならないものとします。又当社の承認を得ずに割賦利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、割賦利用可能枠を<u>超えるショッピング利用代金は一括して</u>お支払いいただきます。尚、当社は、会員のカード利用状況及び信用状態等により必要と認めた場合は、いつでも割賦利用可能枠を増枠又は減枠することが出来るものとします。</p>
<p>第9条（ご利用代金明細書（請求書）・残高承認）</p> <p>1. 当社は、本人会員に対しカード利用によるカードショッピングの利用代金及び手数料（以下「<u>カードショッピングの支払金</u>」といいます。）、又はキャッシングサービスの融資金及び利息（以下「<u>キャッシングサービスの支払金</u>」といいます。）を請求するときは、予めカードご利用代金明細書（請求書）を本人会員の届出住所宛に送付します。尚、当社所定の手続きがとられた場合には、当社は、当該カードご利用代金明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該カードご利用代金明細書の記載事項を提供することができるものとします。但し、法令等により電磁的な方法による<u>ことが認められない場合はこの限りではありません。</u>又年会費のみの請求の場合はカードご利用代金明細書を発行しないことがあります。</p> <p>2. 本人会員が1項のカードご利用代金明細書（電子メールの送信その他の電磁的な方法により1項のカードご利用代金明細書の記載事項を当社が提供した場合には本人会員がこれを受信した時とします。）を受け取った後、1週間以内に異議の</p>	<p>第9条（ご利用明細の提供等）</p> <p>1. 当社は、当社所定の手続きによりカードご利用代金明細の電磁的方法による提供及び明細確定の電子メール通知の登録を行った本人会員に対し、支払期日に先立ち、カード利用によるカードショッピングの利用代金及び手数料（以下「<u>カードショッピングの支払金</u>」といいます。）、及びキャッシングサービスの融資金及び利息（以下「<u>キャッシングサービスの支払金</u>」といいます。）等の支払期日において支払うべき金額（以下「<u>約定支払額</u>」といいます。）、ショッピング、キャッシングサービスの利用明細その他関連事項を、WEB利用明細としてOC WEBサービスで用いる会員専用サイトに掲出する方法によって提供します。この場合、当社は、第5項に定める場合を除き、カードご利用代金明細書の送付を行わないものとします。</p> <p>2. 第1項のWEB利用明細のファイルへの記録の方式その他の利用環境は、当社が別に定めるところによるものとします。</p> <p>3. 当社は、本人会員に対してWEB利用明細を提供し、本人会員が閲覧できる状態に置くことにより、その時点で約定支払額</p>

<p><u>申立をしなかったときは、残高その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認したものとみなされても異議がないものとします。</u></p>	<p><u>の通知を行ったものとみなします。</u></p> <p>4. 当社が WEB 利用明細を提供した場合には、本人会員は、遅滞なくその内容を確認し、その内容に疑義があるときには、すみやかに当社に対してその旨を申し出るものとします。</p> <p>5. 当社は、当社所定の日時点において、以下の各号に定められた事由があるときには、WEB 利用明細に代えて、カードご利用代金明細書を本人会員に宛てて本人会員の届出住所に送付するものとします。ただし、年会費のみの請求である場合には、当社は、カードご利用代金明細書の発行及び送付を行わないことができるものとします。</p> <p>(1) 当社所定の手続きにより、カードご利用代金明細の電磁的方法による提供及び明細確定の電子メール通知の登録が完了していない場合。</p> <p>(2) 当社所定の方法により、本人会員から、カードご利用代金明細書の発行を希望する旨の申出がなされた場合。</p> <p>(3) 1号又は2号の場合を除き、当社の業務上、カードご利用代金明細書の発行が必要である場合。</p> <p>6. 本人会員は、当社が、5項1号又は2号に定めるところにより本人会員に宛ててカードご利用代金明細書を送付したときには、当社に対し、カードご利用代金明細書の発行及び送付に係る手数料(以下「発行手数料」といいます。)として当社が別に定める額を支払うものとします。ただし、当社が別に定める場合にはこの限りではありません。</p> <p>7. 発行手数料は、当該発行手数料に係るカードご利用代金明細書で請求するショッピング利用代金の支払日に、当該代金と合算して支払うものとします。</p> <p>8. 第4項の規定は、第5項の本人会員に宛ててカードご利用代金明細書が送達された場合にも準用します。</p>
<p>第10条 (請求書等記載の同意)</p> <p>1. 当社は、会員が本規約に基づきキャッシングサービスを利用した場合は、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「ご融資明細書(貸金業法第17条1項書面)」)といたします。を第9条のカードご利用代金明細書とは別に本人会員に交付します。</p> <p>3. 会員は、前各項について「(貸金業法第17条1項書面)」及び「受取書面(貸金業法第18条書面)」を貸金業法第17条7項、同法第18条4項に基づき、電磁的方法により提供することを承諾します。但し、電磁的方法による通知については、会員の申出により当社との間で情報提供の方法に関する手続きが行われた後に実施されるものとします。</p>	<p>第10条 (請求書等記載の同意)</p> <p>1. 当社は、会員が本規約に基づきキャッシングサービスを利用した場合は、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「ご融資明細書(貸金業法第17条1項書面)」)といたします。を第9条 <u>1項の WEB 利用明細又は第9条5項</u>のカードご利用代金明細書とは別に本人会員に交付します。</p> <p>3. 会員は、前各項について「<u>ご融資明細書</u>(貸金業法第17条1項書面)」及び「受取書面(貸金業法第18条書面)」を貸金業法第17条7項、同法第18条4項に基づき、電磁的方法により提供することを承諾します。但し、電磁的方法による通知については、会員の申出により当社との間で情報提供の方法に関する手続きが行われた後に実施されるものとします。</p>
<p>第11条 (お支払い)</p> <p>4. 3項に基づくコンビニエンスストアでの <u>お支払</u> の場合、コンビニエンスストアが支払金を代理受領したことにより当社への支払がなされたものとします。</p>	<p>第11条 (お支払い)</p> <p>4. 3項に基づくコンビニエンスストアでの <u>お支払い</u> の場合、コンビニエンスストアが支払金を代理受領したことにより当社への支払がなされたものとします。</p>
<p>第15条 (費用の負担)</p> <p>6. 当社が会員に発行する書面の再発行手数料は会員の負担とします。</p> <p>7. 年会費、カード再発行手数料等、会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税等を含みます。)が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額、又は当該増加額を負担するものとします。</p>	<p>第15条 (費用の負担)</p> <p>6. <u>会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替若しくは引落しができない場合、又は当社指定口座への振込が支払期日までになされなかった場合には、システム処理料、事務手数料及びその他カード利用代金等(ただし、キャッシング利用代金を除く)の弁済の受領に要する費用として、550円(消費税込)を会員は負担するものとします。</u></p> <p>7. 当社が会員に発行する書面の再発行手数料は会員の負担とします。</p> <p>8. 年会費、カード再発行手数料等、会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税等を含みます。)が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額、又は当該増加額を負担するものとします。</p>
<p>第17条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1. 本人会員は、次の何れかに該当したときは、キャッシングサービス及びカードショッピングの未払債務全額について、当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 本人会員がカードショッピングの2回払い、ボーナス一括</p>	<p>第17条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1. 本人会員は、次の何れかに該当したときは、キャッシングサービス及びカードショッピングの未払債務全額について、当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 本人会員がカードショッピングの2回払い、ボーナス一括</p>

<p>払い、分割払い又はボーナス併用分割払いの分割払金及びリボルビング払いの弁済金の支払いを延滞し、当社から 20 日以上相当な期間を定めて書面で催告を受けたにも係らずその期限までに支払い<u>の</u>なかったとき。</p> <p>2. 次の何れかに該当したときは、本人会員は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。</p> <p><u>(6) 本人会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明となったとき。</u></p> <p><u>(7) 当社からの書面による通知が申込書上の住所（住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所）宛に発送されたにも係らず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったときで当該通知発送の日より 25 日間経過したとき（但し、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、本人会員がこれを証明したときを除きます。）。</u></p>	<p>払い、分割払い又はボーナス併用分割払いの分割払金及びリボルビング払いの弁済金の支払いを延滞し、当社から 20 日以上相当な期間を定めて書面で催告を受けたにも係らずその期限までに支払い<u>が</u>なかったとき。</p> <p>2. 次の何れかに該当したときは、本人会員は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。</p> <p><u>(6) 本人会員について本契約以外の当社に対する債務で期限の利益喪失となっている契約があるとき、又は当社に対する債権債務の確定が必要となったとき。</u></p> <p><u>(7) 本人会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明となったとき。</u></p> <p><u>(8) 当社からの書面による通知が申込書上の住所（住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所）宛に発送されたにも係らず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったときで当該通知発送の日より 25 日間経過したとき（但し、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、本人会員がこれを証明したときを除きます。）。</u></p>
<p>第 18 条（カードの使用停止と返却）</p> <p>1. 会員が次の各号の何れかに該当した場合、当社は会員に対して何ら通知、<u>催促</u>することなくカード利用停止、利用可能枠の変更等の処置をとることがあります。これらの処置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。</p>	<p>第 18 条（カードの使用停止と返却）</p> <p>1. 会員が次の各号の何れかに該当した場合、当社は会員に対して何ら通知、<u>催告</u>することなくカード利用停止、利用可能枠の変更等の処置をとることがあります。これらの処置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。</p>
<p>第 21 条（届出事項の変更）</p> <p>2. 会員は、1 項の住所・氏名変更の通知を怠った場合、当社からの通知又は送付書類等が、延着又は不到着となっても、当社が通常到達すべき日に到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、<u>前項</u>の住所・氏名等の変更の届出を行わなかったことについて会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときは、この限りではないものとします。</p>	<p>第 21 条（届出事項の変更）</p> <p>2. 会員は、1 項の住所・氏名変更の通知を怠った場合、当社からの通知又は送付書類等が、延着又は不到着となっても、当社が通常到達すべき日に到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、<u>1 項</u>の住所・氏名等の変更の届出を行わなかったことについて会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときは、この限りではないものとします。</p>
<p>第 24 条（取引時確認）</p> <p>1. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづく取引時確認（本人特定事項（氏名・住居・生年月日）、取引目的<u>および</u>職業等の確認）の手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格の取消、又はカードの全部<u>もしくは</u>一部の利用を停止することがあります。</p> <p>2. 会員は、会員が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に規定する国家元首、重要な地位を占める者<u>もしくは</u>これらの者であった者又はその者の家族に該当する場合又は該当することとなった場合は、当社所定の方法により遅滞なく当社に<u>届け出なくてはなりません。</u></p>	<p>第 24 条（取引時確認）</p> <p>1. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづく取引時確認（本人特定事項（氏名・住居・生年月日）、取引目的<u>及び</u>職業等の確認）の手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格の取消、又はカードの全部<u>若しくは</u>一部の利用を停止することがあります。</p> <p>2. 会員は、会員が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に規定する国家元首、重要な地位を占める者<u>若しくは</u>これらの者であった者又はその者の家族に該当する場合又は該当することとなった場合は、当社所定の方法により遅滞なく当社に<u>届出なければなりません。</u></p>
<p>第 30 条（規約の変更、承認）</p> <p><u>会員規約が変更され、当社から変更内容を通知又は新会員規約を会員に送付した後に、会員がカードを利用したときは、当該変更事項又は新会員規約を承認したものとみなします。</u></p>	<p>第 30 条（規約の変更）</p> <p>1. 当社は、以下の各号のいずれかの事由に対するため<u>その他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容及びその効力発生時期を、当社 WEB サイトに公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更できるものとします。</u></p> <p><u>(1) 社会情勢又は経済状況の変動</u></p> <p><u>(2) 法令、自主規制機関の規則又は国際ブランドのルールの変更</u></p> <p><u>(3) 当社の業務又はシステムの変更</u></p> <p>2. 1 項の規定にかかわらず、当社は、<u>第 16 条 4 項に定めるカード再発行手数料、第 4 条に定める年会費、第 15 条 2 項に定める ATM 手数料、第 9 条 6 項の発行手数料その他本規約に定める手数料等の金額につき、これを変更する旨、変更内容及び効力発生時期を、当社 WEB サイトに公表する方法その他本人会員が知りうる状態に置く方法をとることにより、将来に向かって変更することができるものとします。</u></p>

<p>第 32 条 (外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用) 会員は、外国為替および外国貿易管理に関する法令等により一定の手続きが必要な場合、当社の要求に応じこの手続きを行うものとし、また日本国外でのカード利用の制限又は停止に応じるものとしします。</p>	<p>第 32 条 (外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用) 会員は、外国為替及び外国貿易管理に関する法令等により一定の手続きが必要な場合、当社の要求に応じこの手続きを行うものとし、また日本国外でのカード利用の制限又は停止に応じるものとしします。</p>
<p>第 35 条 (カードショッピングの利用方法) 1. 会員は、2 項に掲げる加盟店にカードを提示し、<u>所定の売上票等にカードと同一のご自身の署名を行うことによって、商品等の購入並びにサービス等の提供を受けることができます。尚、当社が適当と認めた加盟店において、売上票への署名を省略し、または署名に代えて会員自身が暗証番号を端末機等へ入力することによりショッピング利用ができることがあります。また、利用方法について別に指定がある場合には、その手続きに従うものとしします。IC カード (IC チップを搭載したカード) の場合には、当社が指定する加盟店において、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとしします。</u>但し、端末機の故障等の場合 <u>または</u> 別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカード利用をするものとしします。</p>	<p>第 35 条 (カードショッピングの利用方法) 1. 会員は、2 項に掲げる加盟店にカードを提示し、<u>取引内容をご確認のうえ会員自身が端末機等に暗証番号を入力することによって、商品等の購入並びにサービス等の提供を受けることができます。売上票 (お客様控え) とカードをお受け取りになり、後日ご利用代金明細書と照合してください。</u>但し、端末機の故障等の場合 <u>又は</u> 別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカード利用をするものとしします。</p> <p><u>10. 会員は、2 項に掲げる加盟店において、カードを利用してカードショッピングを行ったとき、当該加盟店が保有しているカードショッピングの内容 (メーカー名・型式番号等を含む)、及び配達先等について加盟店が当社に回答を行うことを予め同意するものとしします。</u></p>
<p>第 37 条 (カードショッピングの支払金の支払方法) 1. 加盟店でのカードショッピングの支払金の支払方法は次の方法によるものとしします。 (2) 日本国内におけるカードショッピングの支払金の支払方法は、1 回払い、2 回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いとし、カードショッピング利用の際に会員が指定するものとしします。また、加盟店 <u>および</u> 商品又はサービスにより利用できない支払方法があります。 ③ 分割払いの場合、<u>カードショッピング</u> 支払総額は、利用代金 (現金価格) に <u>〈カードショッピングのご案内 (別表)〉</u> に記載する分割手数料を加算した金額となります。又分割払金は支払総額を支払回数で除した金額となります。但し、分割払金の単位は 10 円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。 ⑥ リボルビング払いの場合、会員が当社所定の方式 (A) 元利定額支払方式 (B) 利用時残高スライド元利定額支払方式のうちから選択した支払方式とします。尚、リボルビング払いの包括信用購入あっせんの手数料 (以下「リボ手数料」といいます。) は、毎月支払期日の翌日から翌月支払期日までのリボルビング利用残高に対して年 <u>15.0%</u> の割合の金額とします。但し、利用日から最初に到来する支払期日までの期間は、手数料計算の対象としないものとしします。 (A) 元利定額支払方式の弁済金 (毎月の支払金でリボ手数料を含みます。) は、予め会員が指定し、当社が認めた支払コース (1 万円から 10 万円まで 1 万円単位。) の金額とします。又リボルビング払いのご利用残高とリボ手数料の合計額が支払いコースの <u>金額未満</u> の場合はその合計が弁済金となります。尚、リボ手数料が支払コースの金額を超える場合は、リボ手数料の全額をお支払いいただきます。 (B) 利用時残高スライド元利定額 <u>返済</u> 方式の弁済金 (毎月の支払金でリボ手数料を含みます。) は <u>〈カードショッピングのご案内 (別表)〉</u> に記載のとおり、リボルビング払いの最終利用時の月末のリボルビング利用残高により算定されます。但し、弁済金確定後の利用分に関しては翌月以降の弁済金算定に反映されます。尚、リボルビング払いのご利用残高とリボ手数料の合計額が弁済金未満の場合はその合計が弁済金となります。</p>	<p>第 37 条 (カードショッピングの支払金の支払方法) 1. 加盟店でのカードショッピングの支払金の支払方法は次の方法によるものとしします。 (2) 日本国内におけるカードショッピングの支払金の支払方法は、1 回払い、2 回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いとし、カードショッピング利用の際に会員が指定するものとしします。また、加盟店 <u>及び</u> 商品又はサービスにより利用できない支払方法があります。 ③ 分割払いの場合、支払総額は、利用代金 (現金価格) に <u>〈カードショッピングのご案内 (別表)〉</u> に記載する分割手数料を加算した金額となります。又分割払金は支払総額を支払回数で除した金額となります。但し、分割払金の単位は 10 円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。 ⑥ リボルビング払いの場合、会員が当社所定の方式 (A) 元利定額支払方式 (B) 利用時残高スライド元利定額支払方式のうちから選択した支払方式とします。尚、リボルビング払いの包括信用購入あっせんの手数料 (以下「リボ手数料」といいます。) は、毎月支払期日の翌日から翌月支払期日までのリボルビング利用残高に対して年 <u>18.0%</u> の割合の金額とします。但し、利用日から最初に到来する支払期日までの期間は、手数料計算の対象としないものとしします。 (A) 元利定額支払方式の弁済金 (毎月の支払金でリボ手数料を含みます。) は、予め会員が指定し、当社が認めた支払コース (1 万円から 10 万円まで 1 万円単位。) の金額とします。又リボルビング払いのご利用残高とリボ手数料の合計額が支払コースの <u>弁済金に満たない</u> 場合はその合計が弁済金となります。尚、リボ手数料が支払コースの金額を超える場合は、リボ手数料の全額をお支払いいただきます。 (B) 利用時残高スライド元利定額 <u>支払</u> 方式の弁済金 (毎月の支払金でリボ手数料を含みます。) は <u>〈カードショッピングのご案内 (別表)〉</u> に記載のとおり、リボルビング払いの最終利用時の月末のリボルビング利用残高により算定されます。但し、弁済金確定後の利用分に関しては翌月以降の弁済金算定に反映されます。尚、リボルビング払いのご利用残高とリボ手数料の合計額が弁済金未満の場合はその合計が弁済金となります。</p>

<p>3. <u>分割手数料及びリボ手数料は金融情勢等の変動により改定させていただきますことがあります。尚、第 30 条の規定に係らず、当社から利率変更の通知をしたときは、通知したときにおけるリボルビング利用残高の全額に対して改定後の利率が適用されることを会員は予め承諾するものとします。</u></p>	<p>3. <u>第 30 条の規定による場合のほか、経済情勢又は金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当社は、本人会員に通知し又は容易に知りうる状態に置くことにより、分割手数料率及びリボ手数料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとし、変更した後の手数料率は、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、変更に係る支払方法を指定し又は当該支払方法に変更したショッピングの利用に適用されます。</u></p>
<p>第 39 条 (カードショッピングの支払金の繰上返済等) 3. 当社に対する支払いが次の各号の何れかに該当する場合には、本人会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序及び方法により、当社に対する何れの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、又余剰金がある場合は口座振込み、郵便為替による返金等することができるものとします。</p>	<p>第 39 条 (カードショッピングの支払金の繰上返済等) 3. 当社に対する支払いが次の各号の何れかに該当する場合には、本人会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序及び方法により、当社に対する何れかの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、又余剰金がある場合は口座振込み、郵便為替による返金等をするをすることができるものとします。</p>
<p>第 40 条 (見本・カタログ等と提供内容の相違による売買契約の解除等) 会員が加盟店に対して見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品又は提供された役務（サービスを含みます。以下同じ。）が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は加盟店に商品の交換<u>もしくは</u>役務の再提供を申出るか、又は当該売買契約<u>もしくは</u>役務提供契約の解除をすることができます。尚、売買契約・サービス提供契約を解除した場合は、会員は速やかに当社に対し、その旨を通知するものとします。</p>	<p>第 40 条 (見本・カタログ等と提供内容の相違による売買契約の解除等) 会員が加盟店に対して見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品又は提供された役務（サービスを含みます。以下同じ。）が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は加盟店に商品の交換<u>若しくは</u>役務の再提供を申出るか、又は当該売買契約<u>若しくは</u>役務提供契約の解除をすることができます。尚、売買契約・サービス提供契約を解除した場合は、会員は速やかに当社に対し、その旨を通知するものとします。</p>
<p>第 42 条 (サービス内容) 1. あとリボ・あと分割<u>サービス</u>は、会員がカード利用時に支払方法を 1 回払い、2 回払い、ボーナス一括払いと指定したカードショッピング利用代金について、カード利用後に、当該カードショッピング利用代金の支払方法を、リボルビング払い、又は 3 回払い以上の分割払いに変更したい旨を別途当社が定める日までに当社に申出をし、初回支払日（ボーナス一括払いを除き当初の初回支払日）を変更することなく、リボルビング払い、又は分割払いに支払方法の変更が可能なサービスをいいます。 2. ペイフラットは、会員がカード利用前に予め申出ることにより、申出以降に 1 回払いと指定したカードショッピングの支払方法を、リボルビング払いとして、<u>お支払いいただく</u>サービスです。</p>	<p>第 42 条 (サービス内容) 1. あとリボ・あと分割は、会員がカード利用時に支払方法を 1 回払い、2 回払い、ボーナス一括払いと指定したカードショッピング利用代金について、カード利用後に、当該カードショッピング利用代金の支払方法を、リボルビング払い、又は 3 回払い以上の分割払いに変更したい旨を別途当社が定める日までに当社に申出をし、初回支払日（ボーナス一括払いを除き当初の初回支払日）を変更することなく、リボルビング払い、又は分割払いに支払方法の変更が可能なサービスをいいます。 2. ペイフラットは、会員がカード利用前に予め申出ることにより、申出以降に 1 回払いと指定したカードショッピングの支払方法を、リボルビング払いとしてお支払いいただくサービスです。</p>
<p>第 44 条 (その他) 第 43 条 1 項の支払方法変更の登録がされた場合は、登録書面の交付に代えて、会員へのカードご利用代金明細の交付をもって同変更の書面交付とする場合があります。</p>	<p>第 44 条 (その他) 第 43 条 1 項の支払方法変更の登録がされた場合は、登録書面の交付に代えて、会員への<u>第 9 条 1 項の WEB 利用明細の提供</u> <u>又は第 9 条 5 項の</u>カードご利用代金明細<u>書</u>の交付をもって同変更の書面交付とする場合があります。</p>
<p>第 45 条 (キャッシングサービスの利用方法) 1. 会員は、当社の定めるキャッシングサービスのキャッシング利用可能枠の範囲内で、次の各号に定める所定の方法をとることにより、1 万円単位(但し、日本国外にあっては Visa worldwide が指定した現地通貨単位になります。)で繰り返して当社からキャッシングサービスを受けることができます。 (1) 会員は、日本国内では、当社が提携している金融機関及びク</p>	<p>第 45 条 (キャッシングサービスの利用方法) 1. 会員は、当社の定めるキャッシングサービスのキャッシング利用可能枠の範囲内で、次の各号に定める所定の方法をとることにより、1 万円単位(但し、日本国外にあっては Visa worldwide が指定した現地通貨単位になります。)で繰り返して当社からキャッシングサービスを受けることができます。 (1) 会員は、日本国内では、当社が提携している金融機関及びク</p>

レジットカード会社が運営している現金自動貸出機等（CD・ATM）に、また日本国外では、Visa worldwide に加盟するクレジットカード会社・金融機関等が運営している現金自動貸出機等（CD・ATM）にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をする方法。但し現金自動貸出機等（CD・ATM）によっては翌月1回払い、又はリボルビング払いの何れかに限定されることがあります。

レジットカード会社が運営している現金自動貸出機等（CD・ATM）に、また日本国外では、Visa worldwide に加盟するクレジットカード会社・金融機関等が運営している現金自動貸出機等（CD・ATM）にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をする方法。但し現金自動貸出機等（CD・ATM）によっては1回払い、又はリボルビング払いの何れかに限定されることがあります。

第46条（キャッシングサービスの支払金の支払方法）
 2. 返済方法は、翌月1回払いとリボルビング払いとします。
 (1) 翌月1回払いの場合、利息は融資金に対し、実質年率18.0%とし、ご利用日の翌日から返済日までの期間の利息を融資金に加算してお支払いいただきます。
 3. キャッシングサービスの利率は、金融情勢等の変動により改定させていただくことがあります。又第30条の規定に係らず当社から利率変更の通知をした後は、変更後の利率が適用されるものとし、当社が指定した時は、通知をした時におけるキャッシングサービスの利用残高の全額に対しても変更後の利率が適用されることに会員は予め承諾するものとします。

第46条（キャッシングサービスの支払金の支払方法）
 2. 返済方法は、1回払いとリボルビング払いとします。
 (1) 1回払いの場合、利息は融資金に対し、実質年率18.0%とし、ご利用日の翌日から返済日までの期間の利息を融資金に加算してお支払いいただきます。
 3. 第30条の規定による場合のほか、経済情勢又は金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当社は、本人会員に通知することにより、キャッシングサービスの利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとし、変更した後の利率は、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降のキャッシングサービスの利用に適用されるものとします。

《カードショッピングのご案内(別表)》

◎回数指定払い
 ・支払回数、支払期間、実質年率等（提携先等でご利用の場合）

支払回数	1回	2回	3回	5回
支払期間 (カ月)	1	2	3	5
実質年率 (%)	0	0	9.87	10.93
現金価格 100円当りの 分割手数料 の額(円)	0	0	1.65	2.75
支払回数	6回	10回	12回	15回
支払期間 (カ月)	6	10	12	15
実質年率 (%)	11.23	11.83	11.97	12.09
現金価格 100円当りの 分割手数料 の額(円)	3.30	5.50	6.60	8.25
支払回数	18回	20回	24回	
支払期間 (カ月)	18	20	24	
実質年率 (%)	12.16	12.18	12.20	
現金価格 100円当りの 分割手数料 の額(円)	9.90	11.00	13.20	

《カードショッピングのご案内(別表)》

◎回数指定払い
 ・支払回数、支払期間、実質年率等（提携先等でご利用の場合）

支払回数	1回	2回	3回	5回
支払期間 (カ月)	1	2	3	5
実質年率 (%)	0	0	11.66	12.91
現金価格 100円当りの 分割手数料 の額(円)	0	0	1.95	3.25
支払回数	6回	10回	12回	15回
支払期間 (カ月)	6	10	12	15
実質年率 (%)	13.25	13.94	14.10	14.24
現金価格 100円当りの 分割手数料 の額(円)	3.90	6.50	7.80	9.75
支払回数	18回	20回	24回	
支払期間 (カ月)	18	20	24	
実質年率 (%)	14.30	14.32	14.33	
現金価格 100円当りの 分割手数料 の額(円)	11.70	13.00	15.60	

・支払回数、支払期間、実質年率等（OC・Visa加盟店でご利用の場合）

支払回数	1回	2回	3回	5回
支払期間 (カ月)	1	2	3	5
実質年率 (%)	0	0	11.66	12.91
現金価格 100円当りの 分割手数料 の額(円)	0	0	1.95	3.25
支払回数	6回	10回	12回	15回
支払期間	6	10	12	15

・支払回数、支払期間、実質年率等（OC・Visa加盟店でご利用の場合）

支払回数	1回	2回	3回	5回
支払期間 (カ月)	1	2	3	5
実質年率 (%)	0	0	14.70	16.26
現金価格 100円当りの 分割手数料 の額(円)	0	0	2.46	4.10
支払回数	6回	10回	12回	15回
支払期間	6	10	12	15

(カ月)				
実質年率 (%)	<u>13.25</u>	<u>13.94</u>	<u>14.10</u>	<u>14.24</u>
現金価格 100円当りの 分割手数料 の額(円)	<u>3.90</u>	<u>6.50</u>	<u>7.80</u>	<u>9.75</u>
支払回数	18回	20回	24回	30回
支払期間 (カ月)	18	20	24	30
実質年率 (%)	<u>14.30</u>	<u>14.32</u>	<u>14.33</u>	<u>14.28</u>
現金価格 100円当りの 分割手数料 の額(円)	<u>11.70</u>	<u>13.00</u>	<u>15.60</u>	<u>19.50</u>
支払回数	36回			
支払期間 (カ月)	36			
実質年率 (%)	<u>14.21</u>			
現金価格 100円当りの 分割手数料 の額(円)	<u>23.40</u>			

※ボーナス一括払いの手数料は0%です。
※ボーナス併用分割払いの実質年率は上記と異なる場合があります。

支払方法	手数料率
回数指定払い	実質年率 <u>9.87%~14.33%</u>
締め・支払い	
毎月25日締切(翌月から毎月26日支払い) ※注	

●分割払い支払例

〇〇C Visa 加盟店で100,000円(消費税込)の10回払いをご利用された場合
100,000円(消費税込)の10回払いをご利用された場合
分割手数料 100,000円 × (6.5円/100円) = 6,500円
支払総額 100,000円 + 6,500円 = <u>106,500円</u>
分割払金 <u>106,500円</u> ÷ 10回 = <u>10,650円</u>

◎リボルビング払い

支払方法	手数料率
リボルビング払い	実質年率 <u>15.0%</u>
支払方式	締め・支払い
元利定額支払方式	毎月25日締切
元利定額残高スライド支払方式	(翌月から毎月26日支払い) ※注

※注：提携先等の締切日は毎月末日締切りとなります。

●リボルビング払い支払例

《元利定額支払方式》
毎月20,000円のお支払いで、3月25日 5万円 (消費税込) のご利用をされた場合(1年を365日とした場合)

第1回目お支払い(4月26日)

弁 済 金	20,000円
内 手 数 料 充 当 分	0円
内 元 本 充 当 分	20,000円
残 金	30,000円

第2回目お支払い(5月26日)

弁 済 金	20,000円
内 手 数 料 充 当 分	<u>369円</u> = 30,000円 × <u>15.0%</u> × 30日 ÷ 365日
内 元 本 充 当 分	<u>19,631円</u> = 20,000円 - <u>369円</u>
残 金	<u>10,369円</u>

第3回目お支払い(6月26日)

弁 済 金	<u>10,501円</u>
内 手 数 料 充 当 分	<u>132円</u> = <u>10,369円</u> × <u>15.0%</u> × 31日 ÷ 365

(カ月)				
実質年率 (%)	<u>16.68</u>	<u>17.51</u>	<u>17.69</u>	<u>17.84</u>
現金価格 100円当りの 分割手数料 の額(円)	<u>4.92</u>	<u>8.20</u>	<u>9.84</u>	<u>12.30</u>
支払回数	18回	20回	24回	30回
支払期間 (カ月)	18	20	24	30
実質年率 (%)	<u>17.90</u>	<u>17.90</u>	<u>17.88</u>	<u>17.79</u>
現金価格 100円当りの 分割手数料 の額(円)	<u>14.76</u>	<u>16.40</u>	<u>19.68</u>	<u>24.60</u>
支払回数	36回			
支払期間 (カ月)	36			
実質年率 (%)	<u>17.65</u>			
現金価格 100円当りの 分割手数料 の額(円)	<u>29.52</u>			

※ボーナス一括払いの手数料は0%です。
※ボーナス併用分割払いの実質年率は上記と異なる場合があります。

支払方法	手数料率
回数指定払い	実質年率 <u>11.66%~17.90%</u>
締め・支払い	
毎月25日締切(翌月から毎月26日支払い) ※注	

●分割払い支払例

〇提携先で100,000円(消費税込)の10回払いをご利用された場合
分割手数料 100,000円 × (6.5円/100円) = 6,500円
支払総額 100,000円 + 6,500円 = <u>106,500円</u>
分割払金 <u>106,500円</u> ÷ 10回 = <u>10,650円</u>

〇〇C・Visa 加盟店で100,000円(消費税込)の10回払いをご利用された場合
100,000円(消費税込)の10回払いをご利用された場合
分割手数料 100,000円 × (8.2円/100円) = <u>8,200円</u>
支払総額 100,000円 + <u>8,200円</u> = <u>108,200円</u>
分割払金 <u>108,200円</u> ÷ 10回 = <u>10,820円</u>

◎リボルビング払い

支払方法	手数料率
リボルビング払い	実質年率 <u>18.0%</u>
支払方式	締め・支払い
元利定額支払方式	毎月25日締切
元利定額残高スライド支払方式	(翌月から毎月26日支払い) ※注

※注：提携先等の締切日は毎月末日締切りとなります。

●リボルビング払い支払例

《元利定額支払方式》
毎月20,000円のお支払いで、3月25日 50,000円 (消費税込) のご利用をされた場合(1年を365日とした場合)

第1回目お支払い(4月26日)

弁 済 金	20,000円
内 手 数 料 充 当 分	0円
内 元 本 充 当 分	20,000円
残 金	30,000円

第2回目お支払い(5月26日)

弁 済 金	20,000円
内 手 数 料 充 当 分	<u>443円</u> = 30,000円 × <u>18.0%</u> × 30日 ÷ 365日
内 元 本 充 当 分	<u>19,557円</u> = 20,000円 - <u>443円</u>
残 金	<u>10,443円</u>

第3回目お支払い(6月26日)

弁 済 金	<u>10,602円</u>
内 手 数 料 充 当 分	<u>159円</u> = <u>10,443円</u> × <u>18.0%</u> × 31日 ÷ 365

	日
内元本充当分	10,369円
残金	0円

《利用時残高スライド元利定額返済方式》

3月25日10,000円(消費税込)のご利用をされた場合(1年を365日とした場合)

第1回目お支払い(4月26日)

弁済金	3,000円
内手数料充当分	0円
内元本充当分	3,000円
残金	7,000円

第2回目お支払い(5月26日)

弁済金	3,000円
内手数料充当分	86円=7,000円×15.0%×30日÷365日
内元本充当分	2,914円=3,000円-86円
残金	4,086円

第3回目お支払い(6月26日)

弁済金	3,000円
内手数料充当分	52円=4,086円×15.0%×31日÷365日
内元本充当分	2,948円=3,000円-52円
残金	1,138円

第4回目お支払い(7月26日)

弁済金	1,152円
内手数料充当分	14円=1,138円×15.0%×30日÷365日
内元本充当分	1,138円
残金	0円

※ご利用可能枠の範囲内で繰り返しご利用される場合には、利用残高が変動するため、支払期間、支払回数も変更となります。

	日
内元本充当分	10,443円
残金	0円

《利用時残高スライド元利定額支払方式》

3月25日10,000円(消費税込)のご利用をされた場合(1年を365日とした場合)

第1回目お支払い(4月26日)

弁済金	3,000円
内手数料充当分	0円
内元本充当分	3,000円
残金	7,000円

第2回目お支払い(5月26日)

弁済金	3,000円
内手数料充当分	103円=7,000円×18.0%×30日÷365日
内元本充当分	2,897円=3,000円-103円
残金	4,103円

第3回目お支払い(6月26日)

弁済金	3,000円
内手数料充当分	62円=4,103円×18.0%×31日÷365日
内元本充当分	2,938円=3,000円-62円
残金	1,165円

第4回目お支払い(7月26日)

弁済金	1,182円
内手数料充当分	17円=1,165円×18.0%×30日÷365日
内元本充当分	1,165円
残金	0円

※ご利用可能枠の範囲内で繰り返しご利用される場合には、利用残高が変動するため、支払期間、支払回数も変更となります。

《キャッシングサービスのご案内(別表)》

◎利息の計算方法は以下のとおりです。尚、閏年の場合は1年を366日とする日割計算となります。

《1回払い》○利息=キャッシングサービス利用残高×利率÷365日×ご利用日翌日から支払日までの日数

《リボルビング払い・ご利用後第1回支払い》○利息=キャッシングサービス利用残高×利率÷365日×ご利用日翌日から支払日までの日数

《リボルビング払い・ご利用後第2回支払い》○利息=キャッシングサービス利用残高×利率÷365日×前月の支払日の翌日から支払月当月の支払日までの日数

《返済例…借入時残高スライド元利定額返済方式》3月1日に500,000円のキャッシングサービスのご利用があった場合(1年を365日とした場合)

※完済までに新たなキャッシングサービスのご利用があった場合、ご利用残高が変動する為、支払期間・支払回数も変更となります。

第49条(個人情報の取得・保有・利用)

1. 本人会員入会申込者、本人会員及び家族会員入会申込者、家族会員(以下これらを総称して「会員等」といいます。又、会員等のうち、本人会員入会申込者及び本人会員を総称して以下「本人会員等」といいます。)は、本規約に基づくカード取引契約(以下「本契約」といいます。又契約の申込みを含みます。以下同じ。)を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を当社が保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意するものとします。

(1) 本人を特定するための情報(氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、勤務先(お勤め先内容)、家族構成、住居状況、運転免許証等の記号番号等)、取引目的、職業、その他入会申込時や入会后に会員等が所定の申込書等に記載した、又は当社に提出

《キャッシングサービスのご案内(別表)》

◎利息の計算方法は以下のとおりです。尚、閏年の場合は1年を366日とする日割計算となります。

《1回払い》○利息=キャッシングサービス利用残高×利率÷365日×ご利用日翌日から返済日までの日数

《リボルビング払い・ご利用後第1回支払い》○利息=キャッシングサービス利用残高×利率÷365日×ご利用日翌日から返済日までの日数

《リボルビング払い・ご利用後第2回支払い》○利息=キャッシングサービス利用残高×利率÷365日×前月の返済日の翌日から返済月当月の返済日までの日数

《返済例…借入時残高スライド元利定額返済方式》3月1日に500,000円のキャッシングサービスのご利用があった場合(1年を365日とした場合)

※完済までに新たなキャッシングサービスのご利用があった場合、ご利用残高が変動する為、返済期間・返済回数も変更となります。

第49条(個人情報の取得・保有・利用)

1. 本人会員入会申込者、本人会員及び家族会員入会申込者、家族会員(以下これらを総称して「会員等」といいます。又、会員等のうち、本人会員入会申込者及び本人会員を総称して以下「本人会員等」といいます。)は、本規約に基づくカード取引契約(以下「本契約」といいます。又契約の申込みを含みます。以下同じ。)を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を当社が保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意するものとします。

(1) 本人を特定するための情報(氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、勤務先(お勤め先内容)、家族構成、住居状況、本人確認書類の記号番号等)、取引目的、職業、その他入会申込時や入会后に会員等が所定の申込書等に記載した、又は当社に提出

した書面等に記載された情報に関する事項（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。）。

(6) 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類の記載事項（写しを取得することを含みます。）、又は会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項（写しを取得することを含みます。）。

した書面等に記載された情報に関する事項（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。）。

(6) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認書類の記載事項（写しを取得することを含みます。）、又は会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項（写しを取得することを含みます。）。

第 50 条（与信目的以外による個人情報の利用）

1. 会員等は、カード発行、会員管理及びカード付帯サービス（会員向け各種保障制度、各種ポイントサービス等）を含む全てのカード機能の履行のため、第 49 条 1 項 (1) ～ (3) の個人情報を当社が保護措置を講じた うえで 取得、保有、利用することに同意します。

2. 会員等は、当社が下記の目的のために第 49 条 1 項 (1) ～ (3) の個人情報を当社が保護措置を講じた上で取得、保有、利用することに同意します。

(3) 当社が加盟店等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付及び電話等による営業案内。

※当社の事業とは、クレジット事業(クレジットカード事業を含む)、融資事業、保証事業、損害保険代理店業務、カーリース等です。尚、当社の具体的な事業内容は当社ホームページ (<http://www.occard.jp>) でお知らせしております。

第 50 条（与信目的以外による個人情報の利用）

1. 会員等は、カード発行、会員管理及びカード付帯サービス（会員向け各種保障制度、各種ポイントサービス等）を含む全てのカード機能の履行のため、第 49 条 1 項 (1) ～ (3) の個人情報を当社が保護措置を講じた 上 で取得、保有、利用することに同意します。

2. 会員等は、当社が下記の目的のために第 49 条 1 項 (1) ～ (3) の個人情報を当社が保護措置を講じた上で取得、保有、利用することに同意します。

(3) 当社が加盟店等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付及び電話等による営業案内。

※当社の事業とは、クレジット事業(クレジットカード事業を含む)、融資事業、保証事業、旅行事業、損害保険代理店業務、カーリース等です。尚、当社の具体的な事業内容は当社ホームページ (<https://www.occard.jp>) でお知らせしております。

(4) 当社が第 18 条 1 項各号によって、当該カードを無効とする処置をとった場合、当該カードで利用した当社と契約している加盟店以外の提携カード会社が契約した加盟店、及び Visa worldwide の加盟カード会社と契約した加盟店にカードの無効を通知すること。

第 51 条（個人情報機関への登録・利用）

1. 本人会員等は、本人会員等の本契約を含む当社との与信取引に係る支払能力・返済能力の調査、契約途上における支払能力・返済能力の調査及び与信判断並びに与信後の管理のために、当社が加盟する個人情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟個人情報機関」といいます。）及び当該機関と提携する個人情報機関（以下「提携個人情報機関」といいます。）に照会し、本人会員等及び当該本人会員等の配偶者の個人情報（官報等において公開されている情報、登録された情報に関し、本人から苦情を受けて調査中である旨の情報、本人確認書類の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報、電話帳記載の情報等、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含みます。）が登録されている場合には、当社が当該個人情報を利用することに同意します。

2. 本人会員等は、本人会員等の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟個人情報機関に下表に定める期間登録され、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により、本人会員等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り利用されることに同意するものとします。

第 51 条（信用情報機関が保有する信用情報の利用及び信用情報機関への信用情報の提供）

1. 信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意
本人会員等は、下記の事項に同意します。

(1) 当社は、本人会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関（注）及びこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、本人会員等に関する信用情報（3. (1) に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。

(2) 上記の (1) の照会により、これら信用情報機関に本人会員等及び当該本人会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本人会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用します。
(注) 個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に提供することを業とするものをいいます。

2. 信用情報機関への信用情報の提供に関する同意
本人会員等は、下記の事項に同意します。

(1) 当社は、本人会員等に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、3. に記載のとおり利用されます。

登録情報	登録期間
	株式会社シー・アイ・シー
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人情報機関に照会した日から 6 ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後 5 年以内
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後 5 年間

株式会社シー・アイ・シー	
当社が提供する信用情報	登録期間
本契約の申込みに係る事実（本人を特定するための情報及び申込みの事実）	当社が信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月間

3. 加盟信用情報機関の名称・所在地・問い合わせ電話番号・ホームページアドレス、加盟企業の概要及び登録される情報は以下の通りです。

名称：株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）

所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 電話番号：フリーダイヤル 0120-810-414

HP アドレス：https://www.cic.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

登録情報：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、利用可能枠、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等。

本契約に係る事実（本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実）

契約期間中及び契約終了後 5 年以内

上記、本契約に係る事実
に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合

契約期間中及び契約終了後 5 年間

(2) 上記 (1) により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

株式会社シー・アイ・シー

本人会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等）。

申込・契約内容に係る情報（契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、利用可能枠、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数、等）。

支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等）。

3. 信用情報機関による信用情報の利用及び加盟事業者に対する提供に関する同意

本人会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟事業者による本人会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、及び加盟事業者に提供することに同意します。

(1) 信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

①上記 2. (1) により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報

②信用情報機関が収集した①以外の情報

③信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

(2) 信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

②信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出

(3) 信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報 ((1) ①②

③) を加盟事業者へ提供します。また、信用情報 ((1) ①) を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供

します。

4. 当社が加盟する信用情報機関及びその提携信用情報機関

(1) 当社が加盟する信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」といいます。）の名称等

加盟信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面（電磁的記録を含みます。）により通知し、同意を得るものとします。

名称：株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先：0570-666-414 ホームページアドレス：
https://www.cic.co.jp/

※（株）シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的及び利用方法、当社が実施する「クレジ

<p>4. <u>提携信用情報機関の名称・所在地・問い合わせ電話番号・ホームページアドレス、加盟企業の概要は以下の通りです。</u></p> <p>(1) <u>名称：全国銀行個人信用情報センター 所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号：03-3214-5020</u> <u>HPアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</u> <u>※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。</u></p> <p>(2) <u>名称：株式会社 日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</u> <u>所在地：〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館</u> <u>電話番号：0570-055-955（ナビダイヤル） HPアドレス：https://www.jicc.co.jp/</u> <u>※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。</u></p> <p>5. 本人会員等は、加盟信用情報機関及び当該機関の加盟会員が、加盟信用情報機関に登録されている個人情報について、正確性及び最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、個人情報を相互に提供し、利用することに同意します。</p> <p>6. <u>当社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知するものとします。</u></p>	<p><u>ット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。</u></p> <p>(2) <u>提携信用情報機関の名称等</u> <u>提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。</u></p> <p>① <u>名称：全国銀行個人信用情報センター</u> <u>お問い合わせ先：03-3214-5020 ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</u> <u>※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。</u></p> <p>② <u>名称：株式会社 日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</u> <u>お問い合わせ先：0570-055-955 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/</u> <u>※（株）日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。</u></p> <p>5. 本人会員等は、加盟信用情報機関及び当該機関の加盟会員が、加盟信用情報機関に登録されている個人情報について、正確性及び最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、個人情報を相互に提供し、利用することに同意します。</p>
<p>第52条（個人情報の提供及び委託）</p> <p>1. 個人情報の提供について</p> <p>(1) 会員等は、当社が第49条1項(1)(2)の個人情報を保護措置を講じた上で、下記の通り提携先及び当社のグループ会社（以下「グループ会社」という。）に提供し、提携先及びグループ会社が利用することに同意します。</p> <p>① 提携先について</p> <p>(イ) <u>提携先の名称：株式会社NEKS JAPAN 連絡先：〒879-5506 大分県由布市挾間町挾間771番地5 TEL097-578-8586 提携先の利用目的：商品等の案内、及び市場調査、商品開発、サービス提供等に利用するため</u></p> <p>(ロ) <u>提携先の名称：特定非営利活動法人大分スポーツ&カルチャークラブ 連絡先：〒879-5521 大分県由布市挾間町大字鬼瀬16-1 豊洋精工(株) 挾間工場内 TEL097-545-2227 提携先の利用目的：商品等の案内、及び市場調査、商品開発、サービス提供等に利用するため</u></p> <p>② <u>グループ会社の名称：株式会社オーシートラベル 連絡先：〒870-0027 大分市末広町2丁目3番28号 TEL097-534-0123 グループ会社の利用目的：旅行関連事業における宣伝物、印刷物の送付等の営業案内、市場調査、商品開発、サービス提供等に利用するため</u></p>	<p>第52条（個人情報の提供及び委託）</p> <p>1. 個人情報の提供について</p> <p>(1) 会員等は、当社が第49条1項(1)(2)の個人情報を保護措置を講じた上で、下記の通り提携先に提供し、提携先が利用することに同意します。</p> <p>① 提携先について</p> <p>(イ) <u>提携先の名称：株式会社NEKS JAPAN 連絡先：〒879-5506 大分県由布市挾間町挾間771番地5 TEL097-578-8586 提携先の利用目的：商品等の案内、及び市場調査、商品開発、サービス提供等に利用するため</u></p> <p>(ロ) <u>提携先の名称：株式会社ヴェルスパ 連絡先：〒870-0887 大分県大分市二又町三丁目1番14号 kyoeiビル1F 提携先の利用目的：商品等の案内、及び市場調査、商品開発、サービス提供等に利用するため</u></p> <p>(ハ) <u>提携先の名称：株式会社オークショントレード 連絡先：〒870-0161 大分県大分市明野東5丁目4313-2 TEL097-554-2233 提携先の利用目的：商品等の案内、及び市場調査、商品開発、サービス提供等に利用するため</u></p>
<p>第53条（個人情報の開示・訂正・削除）</p> <p>1. 会員等は、当社及び第51条の加盟信用情報機関、並びに第52条で記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携先及びグループ会社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。</p> <p>(3) <u>提携先及びグループ会社</u>に対して開示を求める場合には、第52条記載の提携先及びグループ会社に連絡してください。</p>	<p>第53条（個人情報の開示・訂正・削除）</p> <p>1. 会員等は、当社及び第51条の加盟信用情報機関、並びに第52条で記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携先に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。</p> <p>(3) 提携先に対して開示を求める場合には、第52条記載の提携先に連絡してください。</p>

<p>第 54 条 (本規約の不同意の場合) 当社は、会員等が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合、及び本同意条項の内容の全部又は一部に同意しない場合、本契約をお断り又は脱会手続きをとることがあります。但し、第 50 条 2 項及び第 52 条 1 項に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断り又は脱会手続きをとることはありません。尚、第 50 条 2 項及び第 52 条 1 項に同意しない場合でも、請求書等業務上必要な書類（電磁的記録の送信を含む。）は、当社から会員等に対して送付されることに同意するものとします。又、当該利用中止の申出により、当社及び当社の加盟店等の商品・サービス等の提供並びに営業案内を受けられなくなる場合があることを、本人会員は予め承諾するものとします。</p>	<p>第 54 条 (本規約に不同意の場合) 当社は、会員等が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合、及び本同意条項の内容の全部又は一部に同意しない場合、本契約をお断り又は脱会手続きをとることがあります。但し、第 50 条 2 項に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断り又は脱会手続きをとることはありません。尚、第 50 条 2 項に同意しない場合でも、請求書等業務上必要な書類（電磁的記録の送信を含む。）は、当社から会員等に対して送付されることに同意するものとします。又、当該利用中止の申出により、当社及び当社の加盟店等の商品・サービス等の提供並びに営業案内を受けられなくなる場合があることを、本人会員は予め承諾するものとします。</p>
<p>第 55 条 (利用・提供中止の申出) 第 50 条 2 項及び第 52 条 1 項による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、<u>グループ会社への提供</u>を中止する措置をとります。尚、前条の尚書きの定めは本条でも同様とします。</p>	<p>第 55 条 (利用中止の申出) 第 50 条 2 項による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。尚、前条の尚書きの定めは本条でも同様とします。</p>
<p>第 56 条 (個人情報の取扱いに関するお問合せ等の窓口) 個人情報の開示・訂正・削除についての会員等の個人情報に関するお問合せや利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記の当社<u>信用管理室</u>までお願いします。 株式会社オーシー <u>信用管理室</u> 〒870-0027 大分市末広町 2-3-28 TEL097-537-0404</p>	<p>第 56 条 (個人情報の取扱いに関するお問合せ等の窓口) 個人情報の開示・訂正・削除についての会員等の個人情報に関するお問合せや利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記の当社<u>リスク統括部</u>までお願いします。 株式会社オーシー <u>リスク統括部</u> 〒870-0027 大分市末広町 2-3-28 TEL097-537-0404</p>
<p style="text-align: center;">提携先</p> <p style="text-align: center;"><u>特定非営利活動法人大分スポーツ&カルチャークラブ</u> 〒879-5521 大分県由布市挾間町大字鬼瀬 16-1 豊洋精工(株) 挾間工場内 TEL097-545-2227 ホームページアドレス／ http://verspah.jp</p>	<p style="text-align: center;">提携先</p> <p style="text-align: center;"><u>株式会社ヴェルスパ</u> 〒870-0887 大分県大分市二又町三丁目 1 番 14 号 kyoei ビル 1F ホームページアドレス／ https://verspah.jp</p> <p style="text-align: center;"><u>株式会社オークショントレード</u> 〒870-0161 大分県大分市明野東 5 丁目 4313-2 TEL097-554-2233 ホームページアドレス／https://auction-trade.net</p>
<p style="text-align: center;">株式会社オーシー 〒870-0027 本社／大分市末広町 2 丁目 3 番 28 号 TEL／097-537-0404 (代表) ホームページアドレス／https://www.occard.jp 登録番号／九州経済産業局長 九州(包)第 2 号 九州財務局長第 00046 号</p>	<p style="text-align: center;">株式会社オーシー 〒870-0027 本社／大分市末広町 2 丁目 3 番 28 号 TEL／097-537-0404 (代表) ホームページアドレス／https://www.occard.jp 登録番号／九州経済産業局長 九州(包)第 2 号 九州財務局長 (13) 第 00046 号</p>